

平成26年4月1日

建設工事業者及び建設関連業務委託業者 各位

八戸市財政部契約検査課

暴力団又は暴力団関係者による不当介入に対する通報・報告について

1 目的

当市では、暴力団排除の取組みとして、工事請負契約約款等において暴力団排除条項を規定しているほか、八戸市建設業者等指名停止要領においても暴力団又は暴力団関係者に係る措置要件を定めておりますが、これら取組みの更なる強化を図るため、当市発注工事等の受注者又は下請負人に対して暴力団又は暴力団関係者による不当介入があった場合における警察及び発注者への通報・報告を義務付けることとしましたのでお知らせします。

2 内容

(1)建設工事及び建設関連業務委託の特記仕様書に次の項目を追加する。

特記事項	特記事項の内容
暴力団又は暴力団関係者による不当介入に対する通報・報告義務	受注者は、受注者又は下請負人に対して暴力団又は暴力団関係者による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

(2)指名停止措置要件に次の項目を追加する。

八戸市建設業者等指名停止要領別表第20号

八戸市建設業者等指名停止要領運用基準第1第20号

措置要件	期 間
市発注工事に関し、請負人又は下請負人に対して暴力団又は暴力団関係者による不当介入を受けたにもかかわらず、警察及び発注者への通報・報告を怠ったと認められるとき。	当該認定をした日から1か月

3 実施日

平成26年4月1日以降に公告、指名通知又は見積指名通知を行うものから実施する。

市への報告先 : 八戸市財政部契約検査課 TEL 0178-43-2133(直通)
警察への通報窓口: 八戸警察署刑事第二課 TEL 0178-43-4141(代表)